

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月5日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第3号

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「50円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の香芝市議会の個人情報の保護に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に開示決定をした開示請求に係る手数料について適用し、同日前に開示決定をした開示請求に係る手数料については、なお従前の例による。